

後期高齢者医療制度のお知らせ ～平成29年度の保険料等について～

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

平成29年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

| | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|
| 均等割 【1人当たりの額】 49,809円 | + | 所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得 - 33万円) × 10.51% | = | 1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て) |
|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|

○1年間の保険料の上限額は57万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和27年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 軽減後の年間均等割額 |
|--|--------|--------------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下) | 9割軽減 | 【年額】 4,980円 |
| 33万円 | 8.5割軽減 | 【年額】 7,471円 |
| 33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数) (前年26万5千円) | 5割軽減 | 【年額】 24,904円 |
| 33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数) (前年48万円) | 2割軽減 | 【年額】 39,847円 |

② 所得割の軽減 ●被保険者個人の所得で判定します。

| 所得が次の金額の方 | 軽減割合 |
|----------------------|------------------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下 | 2割軽減 (前年5割軽減) |

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が7割（前年9割）軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

役場 保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線229)

役場をかたる不審な電話にご注意ください

役場の職員を装って電話がかかってくる事例が、津別町で発生しています。お金を振り込むような詐欺事件にはなっておりませんが、くれぐれもご注意ください。

事例1

「役場のワタナベだけど、前にいらなくなったパークゴルフのステイック（クラブ）を寄附してもらったけど、まだあるかい？」と電話がかかってくる。話が進むうちに宝石購入の話になった。変だと思つて電話を切った。

事例2

「役場のイノウエだけど」と電話が来て、先に還付した金額が計算方法の間違いで増額になったが、振込先がわからないので銀行名を教えてくださいと言ってきた。不審に思い、役場に直接確認に行った。

どちらの事例も、役場とは一切関係のないものです。「ワタナベ」と言う者は複数いますが、役場から宝石の話をすることはありません。「イノウエ」は該当する者もいませんし、先に還付していた場合は、再度、振込先を聞くことはありません。

最近、手紙を送ったが返事がないので電話をしたという口実を使ったり、複数の人から矢継ぎ早に電話が来て信じ込ませるなど、手口がより巧妙化しております。不審な電話がかかって来たら、必ず役場の担当部署に確認をしてください。

問い合わせ先

住民企画課 住民環境グループ ☎76-2151

平成30年度 津別町職員（保健師）募集について

募集人員 1名

採用予定年月日 平成30年4月1日

応募資格

概ね40歳までの方で、保健師資格を有する者又は平成30年4月当初までに資格を取得する見込みの方
※ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

試験方法 作文筆記、個人面接

試験日時、場所等

期日 平成29年8月 ※後日、決定します。

場所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)

受験申込手続

平成29年7月31日(月)までに次の書類を提出してください。

(1)職員採用試験申込書(自筆すること)

※ホームページより入手してください。

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

(2)添付書類

①最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書

②保健師免許証の写し又は保健師資格取得見込証明書

応募・照会先

〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地

津別町役場総務課庶務グループ

☎0152-76-2151

soumu1@town.tsubetsu.hokkaido.jp (照会問合せのみ)

※受験の申し込みについては、郵送又は持参をお願いします。

国民健康保険のお知らせ

■国民健康保険税の軽減判定所得が変わります 国民健康保険税には、世帯の所得金額に応じて、均等割額、平等割額を軽減する制度があります。平成29年度より5割・2割軽減の基準が変わります。

〈平成29年度軽減判定表〉

| | |
|-------------|--|
| 7割軽減の軽減判定所得 | 世帯の総所得が33万円以下(変更なし) |
| 5割軽減の軽減判定所得 | (旧) 世帯の総所得が33万円 + 26万5千円 × (被保険者数) 以下 (新) 世帯の総所得が33万円 + 27万円 × (被保険者数) 以下 |
| 2割軽減の軽減判定所得 | (旧) 世帯の総所得が33万円 + 48万円 × (被保険者数) 以下 (新) 世帯の総所得が33万円 + 49万円 × (被保険者数) 以下 |

問い合わせ先 保健福祉課 健康医療グループ 国保担当 ☎76-2151 (内線228・229)